

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体(指定管理者)監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成22年2月10日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 勝島 朝子

上越市監査委員 瀧澤 逸男

記

第1 監査の種類

財政援助団体(指定管理者)監査

第2 監査の対象

平成20年度 指定管理者制度の執行状況について

キューピットパレイスキー場(観光振興課)

頸中林業振興センター(林業水産課)

上越文化会館(文化振興課)

三和味の謎蔵(観光振興課)

浦川原高齢者生活福祉センター(介護保険課・高齢者福祉課)

第3 監査の期間

平成21年10月7日から平成22年2月5日まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理にかかる協定書、管理運営業務仕様書、事業計画書、事業報告書など関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、監査した施設のうち、キューピットバレイスキー場、三和味の謎蔵については、当該施設の現地調査を実施した。

第5 監査の結果

所管課における施設の管理を行わせる団体の指定及び協定等の手続きは適正になされており、管理に関する事務処理及び指定管理者の施設管理運営や利用者に対する対応等についても、一部を除いておおむね良好になされていた。

全体を通じ、共通して指摘すべき事項は次のとおりである。

今回の監査において、収支報告書が適切に作成されておらず、またそれに対して所管課が十分な確認を行っていないものが見受けられた。

特に修繕料については、計上すべき金額が計上されていないものや、逆に備品の購入費など修繕ではない経費が含まれていた事例があったほか、単純な計算誤りによる記載金額のミスも見受けられた。修繕料については、多くの場合清算対象となっていることから、この金額の誤りは、市及び指定管理者双方にとって不利益を生じることにつながり、場合によってはトラブルに発展することも懸念される。

修繕料に限らず、収支報告書記載の内容については、その内容をよく精査し、重要な項目については関係書類等との照合及び必要に応じて指定管理者へのヒアリングなどによる確認が必要である。

前回監査において、所管部署の協定書や仕様書に対する認識不足、指定管理者から提出される事業報告内容などの確認不足など、施設の管理が任せきりになっている実態について指摘したところであるが、各所管部署において、施設の設置者としての責任を改めて認識し、指定管理者の業務を適切な時期に把握し、必要に応じた指導を行うなど、その責務として行うべきことを確実に実施されたい。

施設ごとに改善を求める主な事項は、次のとおりである。

(1) キュービットバレイスキー場

備品の取り扱いについて、協定書においては「原則として市の所有物となるが、市が承認したものは指定管理者の所有物となる」と定めているものの、指定管理者が購入した備品はいずれも指定管理者の所有となっている。協定書に基づき協議するよう指導するとともに、これら備品の所有者について確認されたい。収支報告に他の指定管理施設の委託料や市から委託を受けた除雪委託料が計上されている。当該施設単体での収支が確認できるよう、適正な収支報告を求められたい。

施設内のレストラン等のテナントは、指定管理者が依頼した業者によって運営されている。これらの業者から売上に応じて一定の金額を徴収し、これを指定管理者の収入としているが、このような形態による施設の使用について、行政財産の目的外使用として扱うべきもの、また、指定管理者の自主事業と思われるものが見受けられる。現行の取扱いが適正であるのか精査されたい。また、現行の体制を続ける場合であっても、受け取るべき金額が適切なものであるかを確認するよう、指定管理者に指導されたい。

(2) 頸中林業振興センター

研修集会室に備えてある長机、パイプ椅子が市の備品であるにも関わらず、協定書及び仕様書には「貸与備品なし」と記載され、市の備品台帳にも登録されていない。協定書、仕様書を整備し、適正な備品管理をされたい。

当該施設には指定管理者(くびきの森林組合)の事務所が併設されているが、過去に一般市民の施設利用がなく、組合員の利用のみであることを理由に損害賠償保険に加入していない。当施設は公の施設であり、万が一の事故等に備えて一定の補償額の保険の加入を指導されたい。

(3) 上越文化会館

委託料で購入した備品について備品台帳への登録等が行われていない。備品の登録・管理を確実にされたい。

施設、機器の老朽化等に伴い、点検受託業者から勧めがあった修繕や入替については、安全性や経済性を十分に考慮したうえで優先順位を判断し、利用者に危険が及んだり、施設の運営に支障が生じたりすることがないように配慮されたい。

(4)三和味の謎蔵

修繕料の清算協議や中間報告・実績報告で金額に誤りがみられた。市と指定管理者の適正な役割分担の下、誤りのない適正な書類等を提出するよう指定管理者を指導すると共に、所管部署として適切にチェックされたい。

指定管理者が負担した修繕料分を、収支報告に計上していなかった。施設の維持管理に伴う経費がすべて把握できるよう、収支報告にはすべて計上するよう指定管理者に指導されたい。

(5)浦川原高齢者生活福祉センター

修繕料については清算対象となっているが、修繕の中に備品の購入と思われる消火器の更新が含まれている。市の貸与備品であれば市と指定管理者で協議のうえ調達すると協定書で定められていることから、清算対象ではない。また、別途生活支援ハウス部門の修繕料に金額の誤りがあったことから、これらをあわせた清算について、再度指定管理者と協議されたい。

本施設は、デイサービス、生活支援ハウス、地域包括支援センターなど複数のサービスを提供しており、各部門ごとの収支を算定することが難しいことは理解するが、指定管理委託料が生活支援ハウス部門のみを対象としていることを考慮すると、委託料の適正さを図るうえでも可能な限り正確な収支報告をすべきである。指定管理者と協議のうえ、実態に即した収支報告を求められたい。当該施設は複数の所管課及び施設所在地の総合事務所がサービスの提供や指定管理者の指導に関わっている。これらの所管課及び総合事務所間において役割分担はされているものの、個々のサービスの実施状況の確認にとどまらず、総括して施設の運営状況を把握し、施設全体として指定管理業務が適切に行われているか、また、改善すべきところはないかを判断する視点が必要と考えることから、関係部署間において当該施設全般を見渡すことができる管理体制について検討されたい。

上記のほか、事務処理上の注意・要望事項は、別に所管課を通して通知する。指定管理者に関わるものについては、所管課から適切に指導されたい。

7 補足意見

最後に、今回の監査を通じて、今後の指定管理者制度の運用にあたり改めて検討を要すると思われる事項があるため、次のとおり意見する。

一つ目は、施設の修繕にかかるリスク分担についてである。協定書では「管理上の瑕疵による施設、機器等の損傷は指定管理者のリスク、それ以外は市のリスク」と定められているものの、実際は 1 件あたりの修繕料及びその他の基準により、管理上の瑕疵以外の原因によって発生する修繕についても指定管理者が負担を負っている面もある。修繕におけるリスク分担について、現行の協定書記載の内容と実態が合っているか確認されたい。

二つ目は、今回の監査において指定管理者による管理が合理的であるのか、また、制度を導入した当初のねらいが達成されているか検証が必要と思われる施設が見受けられたことから、現在指定管理者制度を導入している施設全般について、改めて検証するよう要望する。

多くの施設では、平成 23 年度に指定の更新を迎えることから、これを機会に各所管課において、各施設の現状把握とこれまでの実績の評価を改めて行い、より効率的で効果的な施設の運営が実現できるよう努められたい。

以上であるが、今後とも一層、市民サービスの向上と適切な事務執行に努められたい。